

社会福祉法人しゅらの郷福社会

2020年度 事業計画

法人本部運営

1 法人経営の原則の遵守

社会福祉法人しゅらの郷福社会は、法人定款第3条の規定に則り、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとします。

2 事業運営

多様な福祉サービスが各ご利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、ご利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、次の社会福祉事業を行います。

(1) 第2種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

一般相談支援事業の経営

特定相談支援事業の経営

障害児相談支援事業の経営

移動支援事業の経営

(2) 公益事業

藤井寺市委託障害児・障害者ふれあい支援事業

療育支援事業

地域における公益的な取り組み

3 本年度の重点施策

(1) 法人の経営基盤を強化

(2) 組織のガバナンスの強化

(3) 人材育成の強化

(4) 虐待防止への取り組み

(5) 職員研修会の開催

4 理事会・評議員会の開催

(1) 理事会の開催

①5月下旬 前年度事業報告・決算の審議

②3月下旬 次年度事業計画・予算の審議

③報 告 理事長・業務執行理事の業務報告を4か月に一度開催

(2) 評議員会の開催

①5月下旬 前年度事業報告・決算の審議

②3月下旬 次年度事業計画・予算の審議

③随 時 必要に応じて開催

5 経営委員会の開催

法人の事業運営の効率・効果的な推進を図るため、経営委員会を原則毎月開催し、事業所間の様々な情報交換・調整を行います。

多機能型事業所「あゆみ」

1 基本方針

生産活動や余暇活動等を通じて自立、又は就労に向けた取り組みを行うことにより、地域社会との繋がりをより強く持っていただき、豊かな生活を営むことができるよう支援します。

2 事業構成

就労継続支援事業B型・生活介護事業の2事業を実施します。個別の状況やニーズに応じ、日常生活の支援や働く場の提供を行い、自立した地域生活又は必要に応じて就労に繋げていける場として、幅広く対応ができる事業運営を図っていきます。

- (1) 『就労継続支援事業B型』 定員 20名
- (2) 『生活介護事業』 定員 30名

3 事業内容

- (1) 就労継続支援事業B型 定員 20名
(2020年度利用予定数 21名、2019年度末 21名)
 - ①作業を通して、社会の一員として責任を持った仕事に取り組んでいただけるよう支援します。
 - ②様々な作業を提供し、作業内容の充実ややりがいを持って作業に取り組んでいただけるよう支援します。
 - ③工賃の向上を図るため、定期的に作業内容の見直しや新規作業の開拓を行います。
 - ④施設内作業の他、授産製品の販売や缶リサイクルの収入を上げることで、工賃の向上を図ります。
 - ⑤利用者の希望や能力に応じて、就労を目標とする方については就労移行支援事業に準じた支援を行います。
- (2) 生活介護事業 定員 30名
(2020年度利用予定数 27名、2019年度末 27名)
 - ①日中活動を通して、本人のやりがいや楽しみを見つけることができるよう支援します。
 - ②本人の能力に合った作業を提供し、作業能力の向上や本人の達成感を引き出すよう支援します。

- ③本人の特性や状況に応じて個別的な訓練等の活動を行い、機能の維持・向上を図ります。
- ④意思表示や自己決定ができるよう本人の思いを尊重した支援を行います。
- ⑤様々なことを体験する機会を提供することにより、生活をより充実したものとできるよう支援します。

(3) 就労継続支援事業B型 生活介護事業 共通

- ①一人ひとりに応じた支援を行うため、より細やかな個別支援計画の策定を行います。
- ②モニタリングの実施の際、ご本人又はご家族の希望をくみ取り、反映した支援の実施を行います。
- ③モニタリングの他、必要に応じて個別面談を実施し、生活状況やニーズを把握し、アセスメントを随時行います。
- ④ご利用者主体の支援となるよう、施設行事その他施設内のことに関して、ご利用者が主体となって話し合いを行います。
- ⑤地域の一員としての自覚をもっていただくよう、地域の行事や地域での活動等、地域の方々と共に活動する機会を提供します。
- ⑥年2回以上避難訓練を実施します。地震や火災等、様々な状況を想定し、具体的かつ実践的な避難訓練を行います。

4 職員の人材育成

- (1) 職員の資質向上を図り、自立や工賃向上につなげていくため、積極的に研修へ参加します。また研修参加職員については職場内で伝達研修を実施します。
- (2) ご利用者及びそのご家族から要望・苦情等があった際には、その立場に立って、誠実かつ迅速に対応します。また職員全体で要望・苦情等を共有し、事業所全体で改善に努めます。
- (3) 業務上知り得たご利用者及びそのご家族の個人情報については、関係者以外の他に漏らさない義務を負うものとします。個人情報保護について、全職員に周知徹底します。
- (4) 職員間での情報共有を密に行い、意見交換、スキル向上の場となるような機会を設けます。

5 2020年度重点事業内容

2020年度は下記5点を重点目標として事業運営を行います。

- (1) 個別支援計画の見直し

より個別的、具体的かつ達成可能性の高い目標設定を行い、ご本人の意欲や意思を尊重したものとなるよう、全面的な見直しを行います。

(2) 利用者の体力増加、運動の機会の提供

自立または就労のための体力をつけるため、施設内での運動・ストレッチや施設外の運動を取り入れ、体力の増加や健康の増進を図ります。

(3) 本人中心支援

ご利用者の意思表出や意思決定を重視し、ご利用者の可能性や力を引き出していけるよう、日々の活動や様々なイベントを通じてエンパワメントを図ります。

(4) 職員の支援力の向上

日々の支援の中で職員同士が意見交換できるような環境作りや、研修等への参加、職員会議での学習等を通じて支援力の向上を図ります。

(5) 利用者工賃の維持・増額

工賃の維持に努め、可能であれば増額を図り、仕事に対してやりがいを持てるような支援を行います。

しゅらの郷福祉会 鈴藤

1 共同生活援助事業（グループホーム）運営方針

障がい者が地域で、その人らしい自立した生活を送る事を目的とし、24時間安心して過ごすことができるように支援を行います。職員は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

地域との結びつきを大切にし、関係市町村、他の関係機関と連携を図り、総合的な支援に努めます。

2 短期入所支援事業（ショートステイ）運営方針

居宅において障がい者の介護を行う方々の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に対し、短期入所として受け入れ、日中及び夜間における入浴・食事等の支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行います。

3 事業内容

(1) 住環境の提供

居室（収納スペース・冷暖房含む。）、調理室、浴室、トイレ（共同）などの生活必要な環境を提供し、随時の確認と緊急時の対応を通して安全な生活確保に努めます。

(2) 食事管理

カロリー計算された栄養バランスの取れた食事や、ご利用者のニーズに沿ったメニュー内容の充実を図り、個々に合わせた食事（疾病に合わせた特別食等）を提供します。

(3) 健康管理

日常生活上必要なバイタルチェック、通院、治療、服薬について支援します。健康管理の為、健康診断（年1回）とインフルエンザの予防接種を行い、生活習慣病・感染症の予防に努めます。医療的ケアの必要なご利用者には、必要な処置を行います。

また、入浴する機会を提供し、身体の清潔保持に努めるよう支援及び指導し、より一層気持ちよく生活できる環境を提供します。

(4) 個別支援計画の作成

①ご利用者について解決すべき課題を把握し、ご利用者の意向を踏まえた上で、サービスの目標及びその期間、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ個別支援計画を、作成するものとします。

- ②前号の個別支援計画については、その内容を記した書面をご利用者に交付・説明し内容の確認ならびに記名押印を受けるものとします。
- ③個別支援計画にもとづくサービス提供の現況等については、少なくとも6か月に1回モニタリングを実施して、ご利用者の状態や支援内容に変更がある場合は、すぐに新たな個別支援計画を作成します。

4 サービスの質の確保

(1) 計画的な職員研修

支援員・世話人の資質向上を図り、良質なサービスを提供する為に次のとおり研修を実施します。

- ①現任者研修 法人内及び外部研修の受講、ホーム内会議、支援員・世話人会議を行います。
- ②採用時研修 職業倫理・介護技術指導など

(2) 相談・苦情等の対応

ご利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、ご利用者の要望・苦情等に対し、ご利用者の立場に立って誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。

(3) ご利用者の虐待防止

- ①職員会議を行い、また研修を通して障害特性を理解し、虐待を防止します。
- ②一人一人の気づきを共有し、話し合い、より良い職場環境を作ります。

(4) 個人情報保護

業務上知りえたご利用者及びそのご家族の個人情報については、関係法令等を遵守し適正に取扱うとともに、その秘密の保持を全職員に徹底します。

5 年間事業計画

(1) 月例会議の実施

毎月1回、月例会議を行い、問題点や支援の在り方の討議を行うと共に、個々のご利用者の個別支援方法を討議します。

(2) 研修

法人内外の研修へ参加します。また月例会議にて伝達研修を行います。

(3) レクリエーションの実施

ご利用者にとっての憩いの場を提供していきます。余暇支援として、誕生日パーティー・クリスマス会・お正月行事・花見・遠足等の行事を企画し、グループホームでの生活を楽しくしてもらおうと共に、レクリエーションを通じ

て社会参加の機会を多くするようにします。今後は、日帰り旅行や一泊旅行も計画し家庭的な雰囲気作りをめざします。

短期入所支援事業（ショートステイ）にも積極的にレクリエーション活動を楽しんでもらい、家庭的なショートステイをアピールしていきます。

（４）ショートステイの活用

多くの方々に利用していただくため、ショートステイの利用を積極的に推進していきます。

ヘルパーステーションウインドミル

1 事業運営方針

ご利用者の皆さまに安全で楽しく、満足していただけるサービスをめざして支援を行っていきます。より良い支援を行うために相談支援事業所など連携し、必要であれば支援計画の見直しも行います。研修や指導を通して支援の質の向上に努め、信頼してもらえるヘルパーステーションを築いていきます。

2 事業内容

藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市を通常の実施地域として次のサービスを提供します。

(1) 居宅介護・重度訪問介護

ご利用者がその能力に応じ、居宅において自立した日常生活または社会生活を営む事が出来るようご利用者の身体その他状況等に応じて、必要な援助を適切かつ効果的に行います。

- ①居宅介護計画 サービスの提供にあたり目標を明確にして作成
- ②身体介護 食事、排せつ、衣類の着脱、入浴、身体の清拭、洗髪等の介護
- ③通院介護 通院時の同行介護

(2) 移動支援事業

ご利用者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など社会参加のための外出が円滑にできるよう移動を支援します。

- ①サービスの提供にあたり目標を立て、安全に配慮した移動支援計画の作成
- ②銀行・冠婚葬祭・理美容など社会生活上必要な外出支援
- ③映画・プール・行楽地など余暇を楽しむための外出支援

3 サービスの質の向上のために

(1) 計画的な職員研修

ヘルパー等の職員の資質向上を図り、良質なサービスを提供するために次の通り研修を実施します。

- ①現任者研修 法人内及び外部研修の受講、事業所内会議・ヘルパー会議（隔月に開催）
- ②採用時研修 職業倫理・介護技術指導・同行指導など

(2) 迅速な苦情解決

苦情受付窓口を設置し、ご利用者及びそのご家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応し、問題解決にあたります。

(3) ご利用者の人権擁護、虐待防止の取り組み

- ①ヘルパー会議・研修を通して障がい特性を理解し、虐待を防止します。
- ②一人ひとりの気づきを共有し、風通しの良い職場環境を整備します。

(4) 個人情報の保護

業務上知りえたご利用者及びそのご家族の個人情報については、関係法令等を遵守し適正に取扱うとともに、その秘密の保持を全職員に徹底します。

相談支援センターぴんぽん

1 事業概要

①事業所名

障がい者（児）相談支援事業
地域移行支援 地域定着支援事業
相談支援センターぴんぽん

②実施場所

藤井寺市小山1-1-1 エストエムビル3階

③開所日及び時間

月～金曜日 9：00～17：00
相談受付 10：00～17：00 （緊急時は携帯にて対応）

④職員構成

管理者（兼相談支援専門員）	1名
相談支援専門員	1名

2 事業内容

（1）障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障害児相談支援）

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

①日常生活に関する本人の希望や生活の様子等を聞き取り、「サービス等利用計画案」を作成します。

②複数のサービスを利用する場合は、それぞれの事業所等と会議を開いて支援を進めていきます。

③障害福祉サービスなどが適切に提供されているかを定期的に確認して、利用計画を見直します。

（2）地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）

①地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方または病院に入院している方など、地域における生活にスムーズに移行するために、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への円滑な移行を支援します。

②地域定着支援

単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。入所施設や病院から退所または退院した方や地域生活が不安な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続を支援します。

(3) 相談支援事業（藤井寺市委託）

障がいのある人の地域生活での自立を目指し、障がいのある人が抱える様々な課題についての相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、苦情や虐待相談窓口としての機能や権利擁護のために必要な援助も行います。

藤井寺市自立支援協議会（藤井寺市障害者支援会議）事務局としての機能も備えています。

支援センターしゅらの郷

1 療育支援事業

発達障害に特化した特色を活かし、障がい児ならびに障がい者が身近な地域で療育指導および相談等が受けられる療育体制の充実を図るため、支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員等を対象として、来談・訪問等により、療育・相談に係る助言・指導・研修を行い、療育等の実施機関との重層的な連携を図ります。

また、地域社会においての相談機関として、障がい児・障がい者ならびに保護者の直接的な相談支援や療育等を行います。地域社会と支援を行う各施設をつなぐ役割を担うとともに、幼児期からの各発達段階における切れ目のない支援をめざします。

- (1) 昨年に引き続きペアレント・トレーニング講座（前期6回・後期6回）
- (2) 地域以外の方々からの療育相談
- (3) 地域以外の方々からの発達検査の実施
(WPPSI-Ⅲ・WISC - IV・WAIS - IV・KABC-Ⅱ・新版K式)

2 地域における公益的な取り組み事業

- (1) 療育相談および機関に対する支援
- (2) 発達検査の実施
(WPPSI-Ⅲ・WISC - IV・WAIS - IV・KABC-Ⅱ・新版K式)

3 藤井寺市委託 障害児・障害者ふれあい支援事業

- (1) 事業目的
障がい児（者）の日中における活動の場を提供し、また障がい児（者）の家族等の就労支援及び介護負担などの軽減を図ります。
- (2) 実施場所
藤井寺市市民総合会館 別館3階（301、302、307、308）
- (3) 利用定員
障害児20名程度 障害者10名程度
- (4) 開所日及び時間
毎週木曜日及び年末年始以外の10：00～20：00
※学校長期休暇期間は、9：00開所とする
※送迎は10：00開始、最終は19：00とする
- (5) 事業内容

①将来につながるような余暇支援

集団の中で、個々の障がい特性及び認知特性を考慮したプログラムを提供します。各発達段階に合わせた取り組みに加えて、幅広い年齢層が共に活動する機会を通して異世代交流を図ります。また、一人ひとりの特性を把握したうえで、個々に応じたグループ活動を提供し、「利用者がほっとできる憩いの場」として年齢層を選ばず楽しめる空間作りに努めます。趣味活動など興味の幅をひろげると共に、余暇活動を通して社会性を身につけ、生活の質（QOL）の向上をめざします。

[ア]創作活動

ぬり絵・折り紙・工作などの活動を通して、製作や自己表現することを体験し、楽しいことややってみたいことを見つけます。また、これらの活動（微細運動）から手先の巧緻性を高め、日常生活の諸活動をより主体的に行うことができるようにします。

[イ]各種教室

書道・茶道・絵手紙・手芸教室を開き、環境設定・障害特性・認知特性への配慮及び工夫を考慮した指導を行います。各種教室を通して、共通の趣味をもつ参加者間の親睦を深め、交友関係を築く場となる等の目的も加味します。

[ウ]運動

ダンス・リズム体操・平衡感覚遊びなどの運動を通して、身体活動を活発にし、仲間と関わりを深めていきます。また、道具や補助具を工夫して「誰もができる環境づくり」を設定し多くの成功体験を通じて運動の楽しみを見出します。

[エ]レクリエーション

各種レクリエーション活動を通じて、ご利用者の余暇活動が充実し、自分から楽しみを見出せるようにします。また、定期的に季節のイベントを取り入れ、集団活動への積極的な参加を促進します。（ミニ運動会、紅白歌合戦など）

[オ]感覚統合

触覚を刺激する遊び（ボールプール・積み木・ドミノ倒し・粘土など）、前庭覚を刺激する遊び（平衡感覚遊び・タオルブランコ・バルーンなど）を通して、遊びの各場面での感覚情報を目的に応じて整理し、感覚のネットワークがうまく機能するように促します。

[カ]療育、療法

SST（ソーシャルスキル トレーニング）、場面の視覚化・構造化、トークンを用いた行動療法、応用行動分析等を通して、個々に応じた「困り感」の改善と利用者の積極的な活動参加を支援します。

[キ]施設外活動

散歩、外出、地域行事への参加などボランティアを募り、安全の確保の下で施設外での活動に取り組み、有意義に余暇を過ごす上で必要となる社会的な力が身につくよう支援します。

②相談支援、療育支援

障がい児・障がい者と保護者に対する相談支援・家族支援・療育支援を行います。また、講師を招いて療育教室を開催する。療育・育児に関する相談の場や子育てについての正しい知識を学ぶ場を提供します。また、それらを通して速やかに相談者のニーズに応じた相談機関・教育機関・医療機関等とつなげていきます。発達障害に特化した相談支援や情報発信を行います。

③発達障害児 集団療育プログラム

発達障害の疑いのある未就学児童とその保護者を対象とし、小集団を通して療育プログラムを実施します。遊びを通してコミュニケーション能力の向上を図ります。保護者と共に子どもの様子を観察し、フィードバックすることで一人ひとりの特性を発見する機会とします。また、関わり方の基礎知識を提供し、地域生活での般化をめざします。相談の場をもつことで、保護者のストレスの軽減につなげます。

(6) ご利用者の送迎サービス

送迎を希望するご利用者に対して送迎サービスを実施します。

(7) 地域との交流

障がい者理解の促進とノーマライゼーションをめざし、地域のボランティア団体等関係機関と連携して交流を深めます。またクリスマス会等行事では、社会福祉協議会が実施している小地域ネットワーク活動と連動し、高齢者とふれあう機会を設けます。

(8) ボランティアの受け入れ

随時ボランティアを受け入れる体制を整え、ボランティアを希望する人の障がい福祉への興味・関心を深めていきます。

(9) 危機対策

災害に備え、昨年度準備している備蓄品に加え、更に必要と思われるものを追加します。